

大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、著作権法（昭和45年法律第48号。以下、「法」という。）第61条第1項の規定により著作権者から著作権を譲り受けた大阪市鶴見区マスコットキャラクター（以下、「マスコット」という。）の法第63条の規定による利用許諾、及び別紙の商標の利用許諾に関し、必要な事項を定め、もって大阪市鶴見区のPRに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱のマスコットとは、大阪市鶴見区長（以下、「区長」という。）が別紙に定めたデザインとし、その名称は、「つるりっぷ」とする。（アルファベット表記のときは「TSURULIP」とする。）

(使用承認申請)

第3条 マスコットを使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 大阪市、国、地方公共団体及びそれに準ずる機関が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
 - (2) 大阪市鶴見区役所（以下、「区役所」という。）が主催する事業の開催に協賛する団体が広報の目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- 2 区長が必要と認めたときは、申請者に対し、使用、承認に関する資料を求めることができる。

(使用承認)

第4条 区長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。

- (1) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用される恐れがあるとき。
- (3) 特定の個人または団体等の売名に利用される恐れがあるとき。
- (4) 区役所の信用や品位を害する恐れがあるとき。
- (5) マスコットのイメージを損なう恐れがあるとき。
- (6) 申請者が、大阪市暴力団排除条例（平成23年条例10号）に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき、又はマスコットの使用が暴力団の利益になり若しくはその恐れがあるとき。
- (7) 申請者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年第122号）第2条に規定する営業を行う者であるとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、区長がマスコットの使用を不適切と認めるとき。
- 2 区長は、前条の規定による申請に基づき使用承認した場合、大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知する。
- 3 区長は、第1項の規定による申請に関し、同項各号に該当するため、使用が不適切と判断した場合、使用の不承認についてその理由を明記した大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- 4 区長は、第1項の規定による使用承認の可否を判断するに際して、別に定める鶴見区役所マスコットキャラクター使用承認審査委員会において意見を聞くことができる。

（使用上の遵守事項）

第5条 第3条第1項の使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (2) 鶴見区のマスコットの「つるりっぷ」であることを明記すること。明記する文言については、使用承認の際に、区長が承認したとおりとすること。
- (3) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに区長にその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (4) 商標登録出願を行わないこと。

（著作権侵害）

第6条 第3条第1項の使用承認を受けた者及び第3条第1項ただし書きに基づき使用する者（以下、「使用者」という。）は、万一、本件著作物が他人の著作権その他の権利を侵害し、又はそのおそれが生じたことが発覚した場合、直ちに区長に通知し、区長と協議の上善後策を講じるものとする。

（著作物の変更）

第7条 使用者は、本著作物の内容・表現に変更を加える必要が生じた場合（文字、図形、標章を付加する場合を含む）には、あらかじめ区長の承認を必要とする。

（商標の変更禁止）

第8条 使用者は、本件商標の使用に際して、本要綱あるいは別途の事前の書面による承諾なくして一切の変更を加えてはならず、また、文字、図形、標章の如何を問わず一切の表示を結合させてはならない。

(再許諾等の禁止)

第9条 使用者は、本著作物及び本件商標の使用に際して、本要綱に基づき付与される通常使用权の一部又は全部を、区長の同意なく、第三者に再許諾し、譲渡し又は担保に供してはならない。

(使用料)

第10条 使用料については無償とする。

(承認の期間)

第11条 使用承認する期間は、使用承認した日の属する年度末までとする。

(承認内容の変更申請)

第12条 第3条第1項の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用内容変更承認申請書(様式第4号)によりあらかじめ区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請に基づき変更承認した場合、大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用内容変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(使用承認の取り消し)

第13条 区長は、マスコットの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により承認を取り消したときは、大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用承認取消書(様式第6号)により通知する。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

(賠償責任等)

第14条 区役所は、使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、区役所に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、マスコットの使用に際して故意又は過失により区役所に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を区役所に賠償しなければならない。

4 区長は、前2項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(担当)

第15条 この要綱に関する事務は、総務課において処理する。

附則

この要綱は、平成２０年６月２０日から施行する。

附則

この改正は、平成２２年９月１６日から施行する。

附則

この改正は、平成２３年４月１日から施行する。

附則

この改正は、平成２６年３月１０日から施行する。

附則

この改正は、平成２９年１２月１８日から施行する。

附則

この改正は、令和２年３月２６日から施行する。

附則

この改正は、令和３年３月２４日から施行する。

附則

この改正は、令和５年６月１５日から施行する。

別紙

(商標登録番号) 第5651763号

(商標) つるりっふ

(指定商品及び指定役務)

第9類 測定機械器具、電気通信機械器具

第14類 キーホルダー、記念カップ、記念たて、身飾品、時計

第16類 事務用又は家庭用ののり及び接着剤、紙製包装用容器、紙製のぼり、紙製旗、文房具類、印刷物

第25類 被服

第28類 おもちゃ、人形、囲碁用具、将棋用具、歌がるた、さいころ、すごろく、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、トランプ、花札、マージャン用具

第30類 菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ

(設定登録日) 平成26年2月21日

(様式第 1 号)

大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用承認申請書

年 月 日

大阪市鶴見区長 様

申請者 住 所
氏 名

(団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること)

鶴見区マスコットキャラクターを次のとおり使用したいので、使用申請します。なお、申請にあたり注意事項を確認し、使用の際はこれを遵守します。また、マスコットキャラクター使用において発生した損失について、区役所に補償等の要求はしません。

①使用目的 (事業)				
②使用形態 *該当するものに○をつけてください。	1 印刷物 (チラシ・ポスター・パンフレット・名刺等) 2 看板等 3 販促用の景品 4 商品・食品 5 その他 ()			
③使用内容				
種 類	カラー／ サイズ	数 量	販売価格 (税込単価)	利用 (配布・掲示) 又は 販売される場所等
④使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
⑤連絡先	担当者名 : 電話番号 : e-mail :			

- [添付資料]・使用する物件 (使用形態 3、4、5 の場合) の見本 (見本が添付できない場合、写真や印刷原稿、イメージ画等)
- ・暴力団の排除等に係る誓約書兼同意書及び役員一覧表 (ただし、大阪市の事務事業に関連する団体等が使用する場合等、区長が不要と認める場合を除く。)
 - ・製造、販売に係る保健所の営業許可証の写し (食品に使用する場合)
- [注意事項]大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用取扱要綱を遵守すること。

(様式第 1 号の関係書類の 1)

年 月 日

大阪市鶴見区長 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

生 年 月 日

年 月 日生

暴力団の排除等に係る誓約書兼同意書

私（私を代表者とする法人・団体）は、大阪市鶴見区マスコットキャラクターの使用について、「大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用取扱要綱」を熟読のうえ、その内容を確認しました。大阪市鶴見区マスコットキャラクターの使用承認申請を行うにあたり、次に掲げる事項を誓約します。

また、私（私を代表者とする法人・団体の役員）が暴力団と関係があるか否かについて調査するため、本誓約書兼同意書及び役員一覧表を大阪市が大阪府警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私（私を代表者とする法人・団体の役員）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年条例 10 号）に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではありません。また、私（私を代表者とする法人・団体）は、暴力団にとって有益となる行為を一切行いません。
- 2 私（私を代表者とする法人・団体）は、大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用取扱要綱第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当したことにより、大阪市鶴見区長が大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用承認の不承認又は取消しを決定した場合は、その決定に従います。

(様式第 1 号の関係書類の 2)

役員一覧表

氏 名	フリガナ	性別	生年月日	住所

※記載された個人情報につきましては、大阪市鶴見区マスコットキャラクターの使用承認に係る目的以外には使用しません。

(様式第2号)

大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用承認通知書

大鶴総第 号
年 月 日

(あて先)

様

大阪市鶴見区長

年 月 日付けで申請のありました大阪市鶴見区マスコットキャラクターの使用について、次の条件を付して承認します。

記

- 1 使用目的
 (事業)
- 2 使用形態
- 3 使用内容
- 4 使用期間
- 5 マスコット名明記の文言及び記載場所
- 6 承認番号
- 7 使用上の注意事項
 大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用取扱要綱を遵守すること。

担当：鶴見区役所総務課
(電話番号)

(様式第3号)

大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用不承認通知書

大鶴総第 号
年 月 日

(あて先)

様

大阪市鶴見区長

年 月 日付けで申請のありました大阪市鶴見区マスコットキャラクターの使用について、次の理由により使用を承認しないこととしましたので通知します。

記

理由

大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用取扱要綱 第 条 第 項 第 号に該当するため

担当：鶴見区役所総務課
(電話番号)

(様式第 4 号)

大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用内容変更承認申請書

年 月 日

大阪市鶴見区長 様

申請者 住 所
氏 名

(団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること)

年 月 日付け承認番号 で使用承認された大阪市鶴見区マスコットキャラクターの使用内容を次のとおり変更したいので、変更申請します。なお、申請にあたり注意事項を確認し、使用の際はこれを遵守します。また、マスコットキャラクター使用において発生した損失について、区役所に補償等の要求はしません。

前回の承認を受けている申請内容 (変更のある部分だけ記載してください)		変更後の内容
連絡先	担当者名 : 電話番号 : e-mail :	

[添付書類]

- ・ 変更する内容がわかる見本等
- ・ 大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用承認通知書の写し

[注意事項]

大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用取扱要綱を遵守すること。

(様式第5号)

大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用内容変更承認通知書

大鶴総第 号
年 月 日

(あて先)

様

大阪市鶴見区長

年 月 日付けで申請のありました大阪市鶴見区マスコットキャラクターの使用内容変更について、次の条件を付して承認します。

記

1 使用変更の内容

ただし、上記以外については、変更は認めないものとする。

2 使用上の注意事項

大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用取扱要綱を遵守すること。

担当：鶴見区役所総務課
(電話番号)

(様式第 6 号)

大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用承認取消書

大鶴総第 号
年 月 日

(あて先)

様

大阪市鶴見区長

年 月 日付け承認番号 で使用承認しました大阪市鶴見区マスコットキャラクターの使用について、次の理由により使用承認を取り消します。

記

取消理由

大阪市鶴見区マスコットキャラクター使用取扱要綱 第 条 第 項 第 号に該当するため

担当：鶴見区役所総務課
(電話番号)

別紙

つるりっぷのデザイン







